

## 広島県中学校教育研究会生徒指導部会会則

(名称)

第1条 本会は、広島県中学校教育研究会生徒指導部会と称する。

(目的)

第2条 本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令に則して自主的・創造的な教育活動を行い、県内における中学校教育関係者の資質向上と学校教育の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するための事業を行う。

(1) 研究会、講習会等の開催

(2) 研究調査の実施

(3) 研究成果についての刊行物の出版

(4) その他本会の目的達成に必要な事業及び関係機関との連絡調整

(会員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する県内中学校の教職員で構成する。

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、別に定めるところにより部会長に申し出る。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 6名

(3) 理事 数名

(4) 監事 1名

2 役員は、役員会において選出し、決定する。

3 事務局・会計は部会長が役員会の承認を得て委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

(1) 部会長は会を代表し、会務を統括する。

(2) 副部会長は部会長を補佐し、会長事故ある時は、その仕事を代行する。

(3) 理事は会員の意志を代表し、本会の事業ならびに運営に参加する。

(4) 監事は、会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とする。ただし、欠員又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(会 議)

第9条 本会がその事業を遂行するために次の会をもつ。

1 運営委員会 2 役員会

(1) 運営委員会は、部会長・副部会長・事務局・会計をもって構成し、会務の運営にあたる。

(2) 役員会は、第6条に定める役員をもって構成し、総会にかわる決議機関とする。

(3) 会の決議は、出席者の過半数をもって決定する。

(会 計)

第10条 本会の運営会費は、会費、その他の収入をもって充てる。

2 会費の額は、役員会において別に定める。

3 本会の事業(会計)年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第11条 役員会において別に定める学校に事務局をおく。

(除名)

第12条 会員が、教育研究会及び生徒指導部会の目的に反する行為を行った場合、役員会の4分の3以上の賛成により除名することができる。

(会則改正)

第13条 この会則の改正は、役員会の4分の3以上の同意及び広島県教育委員会の承認を得なければならない。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

1 本会の会則は平成12年6月9日より実行する。

2 理事は各郡市単位の生徒指導部会から1名ないし2名を選出する。

3 副部会長は各ブロックごとに互選によって選出する。

4 部会長は副部会長の中から互選する。

5 ブロックとは広島市・広島・呉・賀茂・芸北・尾三・福山・備北の各教育事務所単位とする。

6 本会の会則は平成13年7月4日に一部改正する。